

このような方は ぜひ当財団にご相談下さい

故人の遺産について



- 故人のご遺志を反映して、相続財産を地域のために活用してほしい

相続税対策として

- 相続した財産を寄付することで相続税対策をしたい



ご自身の遺産について

- 遺産を残す相手がいない
- 暮らしてきた街のために、生きていた間に遺産を目に見える形で寄付したい
- 土地建物の遺産の行き場がなく困っている地域に使ってもらえるように遺したい
- 遺言書の書き方や自分の思いにかなう寄付先がわからない



税理士として… 司法書士として

- お客さまからの希望に
 応えるため、
 適切な寄付先や
 遺産・相続財産の
 活用方法を探している



ここで言う遺産の活用とは、

ご自身の財産の生前寄付や遺言による寄付、相続財産の活用を言い、現金だけでなく、土地建物などの不動産も含まれます

(当財団での活用例)

「子どもの貧困をなくしたい!」という 思いから相続財産を寄付

亡父が生前関心のあった「子どもの貧困」に取り組む活動に、相続財産の中から寄付したいと考えました。相続税が非課税になることを前提に寄付先を探した結果、ひょうごコミュニティ財団に出会いました。

当財団では、ご関心やご遺志に応えられる事業を、分野を問わず提案できます。また、このように税制面でのメリットが受けられます。

市民から市民活動へ…

未来につながる遺産の活用方法をご検討ください。



ひょうごコミュニティ財団
HYOGO COMMUNITY FOUNDATION

公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団

〒650-0022

神戸市中央区元町通6-7-9 秋毎ビル3F

TEL:078-380-3400 FAX:078-367-3337

URL: <http://hyogo.communityfund.jp/>

寄付を通じた社会貢献をサポートするために、阪神・淡路大震災から20年の活動歴をもつ団体が中心となって2013年6月に設立。翌7月に公益財団法人化。寄付による豊かな地域社会づくりを目指しています。